

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本方針(案)

はじめに 前文

1. 環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な事項

(1) 私たちの目指す持続可能な社会と環境の保全

将来世代に配慮した長期的な視点	地球の営みと絆を深める社会・文化	持続可能性を高める新しい発展の道	参加・協力、役割分担
-----------------	------------------	------------------	------------

(2) 取組の基本的な方向

意欲の増進、環境教育	環境教育の推進方策
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地球温暖化問題などの課題に自ら進んで取り組むことの大切さ ○ 各界各層に取組が広がっていくことの重要性 ○ 社会や地域における環境保全の意欲の増進を進める環境整備 	<p>【目指す人間像】 持続可能な社会づくりに主体的に参画</p> <p>【環境教育の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人間と環境との関わり、環境に関連する人間と人間との関わり ○ 環境問題を客観的かつ公平な態度でとらえる ○ 恵み豊かな環境を大切に思う心 ○ いのちの大切さ

2. 政府が実施すべき施策の基本的な方針

(1) 環境保全の意欲の増進、環境教育の推進にあたっての基本的な考え方

意欲の増進、環境教育の考え方	環境教育の推進方策の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ○ 国民、民間団体等との連携 ○ 民間の自発的な意思の尊重 ○ 適切な役割分担 ○ 参加と協力 ○ 公正性、透明性の確保 ○ 継続的な取組 ○ 自然環境の維持管理の重要性 ○ 様々な公益への配慮 	<p>【手法の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 具体的行動に向けた一連の流れに留意 ○ 継続的実践体験を中心とする ○ 体系的・総合的、効果的仕組みの構築 <p>【施策の考え方】</p> <p>場をつなぐ、主体をつなぐ、施策をつなぐ</p>

(2)環境保全の意欲の増進、環境教育の推進のための施策

学校、地域、社会など幅広い場における環境教育

- 学校における環境教育
- 学校の教職員の資質向上
- 社会など幅広い場における環境教育の推進
- 人材の育成・活用
- プログラムの整備
- 情報の提供
- 各主体の連携
- 調査研究

職場における環境保全の意欲の増進及び環境教育

- 環境に関する研修などの充実
- ボランティア活動の促進
- 情報の提供、表彰

人材の育成、認定事業の登録及び情報提供

- 民間の人材育成、認定事業の登録制度
- 人材育成、認定事業に関する情報提供等

拠点機能の整備

- 政府の拠点機能の整備
- 地方公共団体の拠点機能の整備に対する支援

民間による土地等の提供に対する支援

各主体間の連携、協力、協働取組のあり方の周知

情報の積極的公表

- 政府の保有する情報の積極的公表
- 公表された情報の収集、整理及び分析並びに結果の提供

国際的な視点での取組

- 国際的な動きを踏まえた国内での対応
- 国際社会との協力

3. その他の重要事項

(1)各主体間の連携

政府と国民、民間団体等 政府と地方公共団体 関係府省間

(2)法施行状況検討、見直しの準備